

第 18 条[個人情報に関して]

- 1. 宿泊契約に伴い宿泊客からの開示いただきました個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき管理いたします。
- 2. 宿泊客の個人情報を当ホテル並びに関連ホテル等の情報をご案内する際、使用することがあります。

別表第 1 違約金

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	2 日前	3 日前	5 日前	6 日前	7 日前	8 日前	14 日前	15 日前	30 日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	20%							
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

(注)

- 1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
- 2. 契約日数が短縮した場合は、取り消しした全ての日に対して「別表第 1 違約金」で記入した取消料を収受します。
- 3. 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10 %（端数がでた場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金をいたしません。

1. 連泊予約における「全部」取消規定

- ① 連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、取消した宿泊日全てに対して、「別表第 1 違約金」で記入した取消料が発生する。

2. 連泊予約における「一部泊数」取消規定

- ① 連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、その取消した宿泊日に対して、「別表第 1 違約金」で記入した取消料が発生する。

3. 一部人員減少における取消規定

- ① 15 名以上の一部について取消があった場合、宿泊日の 10 日前（その日より後に申込みがあった場合は申込日）における宿泊人員の 10 %（端数が出た場合は切り上げ）にあたる人数については、取消料は発生しない。また、15 名未満の一部について取消があった場合も取消料は発生しない。

4. 20 時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱方

- ① 他のお客様に販売する場合がある。